

令和3年度

**第16期第4回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和3年6月22日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和3年6月22日(火) 午前10時から10時56分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 三重県資源管理方針の変更について
- 3 議案3 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 4 議案4 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 5 報告事項1 三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
- 6 その他(1) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一	矢田和夫	掛橋 武	小川和久	藤原隆仁
永富洋一	濱田浩孝	田邊善郎	濱中一茂	秋山敏男
古丸 明	木村妙子	千田良仁	大倉良繁	木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長	林 茂幸
主 幹	増田 健
主 査	藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

課長補佐兼班長	勝田孝司
技 師	岡野健次

(漁業調整班)

副参事兼班長	南 勝人
主幹兼係長	森田和英

傍聴者

なし

計 22 名

○浅井会長

ただいまから第4回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、出席委員が15名全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づきまして、議事録署名者として、藤原委員と古丸委員をお願いいたします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願い申し上げます。

それでは、議案1「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますようにこのことについて、令和3年6月11日付け農林水第24-4105号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第12条第3項及び第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回はあじ棒受網漁業の取扱いについての協議です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（森田主幹）

先月、礪浦地区の小型定置網漁業の許可に関する一部改正について同様のご意見を伺わせていただき、ご回答いただきありがとうございました。今回は熊野市の遊木浦におけるあじ棒受網漁業に関する一部改正について、ご意見を伺わせていただいています。

1-2ページの改正理由をご覧ください。熊野漁業協同組合が管理いたします三重共第150号共同漁業権漁場内にて、あじ棒受網漁業を引き続き営もうとするため、この取扱方針の一部となる許可の有効期間を改正するものです。

1-3ページに委員会への諮問事項について記載させていただいております。今回ご意見を伺わせていただく内容については2点ございます。まず1点目ですが、許可を行うに際して公示する必要があります。漁業調整規則第12条第1項に規定する制限措置の内容及びその許可の申請をすべき期間について、昨年と同様の内容で公示することと考えておりますので、同条第3項の規定によりご意見を伺います。詳細につきましては後ほどご説明いたします。2点目はこのあじ棒受網漁業につきましては、昨年ご意見を伺って始まった

ばかりの許可漁業になります。引き続き状況を確認していく必要がありますことから、昨年と同様に許可の有効期間を1年間としたいと考えております。その場合、漁業調整規則第16条第1項に定められた漁業の許可の有効期間につきまして、三重県は3年となっておりますが、これよりも短い期間で定める場合は第2項の規定により海区のご意見を伺う必要がございます。今後、漁業調整や資源上問題がないと判断できる場合には通常3年としたいと考えています。

それでは、あじ棒受網漁業について説明をさせていただきますので、1-16ページをご覧ください。共同漁業権第150号の区域を斜線で示しております。熊野市の遊木浦地区では古くから棒受網漁業が行われおり、さんまやめじかを主な漁獲対象としておりました。さんま棒受網漁業は県下でも非常に有名な漁業種類となっております。平成28年からさんまの不漁が始まり、漁家経営が非常に厳しくなっており、当時営む経営体が10経営体ありましたが、昨年では5経営体まで減少しております。この棒受網漁業者の漁家経営の安定を図る必要から、昨年地元の熊野漁業協同組合から三重共第150号共同漁業権漁場内におけるあじ棒受網漁業の許可要望がございましたので、令和2年6月に海区漁業調委員会でご意見を聞いたうえで許可方針を制定し、令和2年8月1日からあじ棒受網漁業として許可をしております。

1-5ページからが三重県で漁業許可を行うに際しての手続きを定めている取扱方針になります。ここからはあじ棒受網漁業の許可の内容について説明をさせていただきます。先月の海区漁業調整委員会でもご説明いたしましたとおり、全ての地域の許可漁業についてはこの方針に基づいて許可しております。第1から第9までいろいろ定めており、1-5ページから1-8ページは全ての地域、許可漁業に共通することについて定めております。各許可漁業につきましては定める事項が多岐にわたりますので、それぞれの漁業種類について1-9ページと1-10ページにまとめさせていただいています。例えば1-9ページの1小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱については、制限措置については1-1、許可の条件については1-7というように別紙で定めております。今回、諮問をさせていただきたいのは、1-10ページの6敷網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いになります。そのうちのあじ棒受網漁業で制限措置は6-2、許可の条件は6-4という別紙で定めさせていただいております。その6-2や6-4は、1-11ページをご覧ください。こちらで敷網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱という別紙を定めております。制限措置や許可の条件は昨年と同様となっておりますが、1点のみ変更がございます。変更につきましては、あじ棒受網漁業の許可の有効期間を令和3年8月1日から令和4年7月31日までとしており、昨年と比べて1年ずれさせていただいております。1-12ページは許可をするにあたって公示をすべき内容の1つとなります制限措置です。表の一番下があじ棒受網漁業になります。操業区域は、三重共第150号共同漁業権漁場内、漁業時期は1月1日から12月31日までの周年、推進機関の馬力数は定めず、同じく総トン数についても定めず、隻数も定めずということで3つ定めておりませんが、

これについてはこの許可漁業の申請には漁協の同意が必要となりますので、漁協内部で漁業調整が図られると考えておりますので、許可の隻数等は定めておりません。漁業を営む者の資格は、熊野市に住所を有する漁業者又は従事者であって、共同漁業権内での操業の同意を得た者として、このところで漁協の同意を必要とする旨規定しております。

1－14 ページが許可の条件になります。漁業を営む者の資格は、先程と同様に熊野市に住所を有する漁業者又は従事者であって、共同漁業権内での操業の同意を得た者です。操業の条件は特に定めず、その他につきましては、さんま棒受網漁業やめじか棒受網漁業で用いる集魚灯等の漁業設備をそのまま使用してあじ棒受網漁業を行いますので、その2つと同様の定めとしております。この内容につきまして変更はございません。

最後に1－4 ページの新旧対照表ご覧ください。現在の令和2年8月1日から令和3年7月31日までの許可の期間を令和3年8月1日から令和4年7月31日までと改正をして、新たに許可をしていきたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議よろしく申し上げます。

○浅井会長

ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議が無いようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2－1 ページにありますように、このことについて、令和3年6月14日付け農林水第24－1020号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第14条第10項の規定により準用する同条第4項の規定に基づき当委員会の意見が求められているものです。今

回はまいわし、くろまぐろ、まさば及びごまさばの内容に係る諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いいたします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

今回、資源管理方針に関連しまして3本諮問させていただいています。

1本は今から説明させていただきます資源管理方針の変更で、これまで「三重県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」で管理しておりましたまさば及びごまさばについて、令和3管理年度から資源管理方針による管理になることから、方針への追加などの変更。残り2本につきましては知事管理漁獲可能量の設定と変更になります。

それでは三重県資源管理方針の変更についてご説明させていただきます。

2-1ページの諮問書ご覧ください。変更ということで、漁業法第14条第10項の規定により準用します第4項の規定で、海区漁業調整委員会の意見を伺うというものになっております。2-2ページから2-16ページに資源管理方針案の全文を付けております。ただ、これでは具体的な変更が分かりませんので、2-17ページが新旧対照表です。右が現行の方針、左が改正案です。今回、管理方針の本文の変更は1か所のみで、第8個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は魚種ごとに資源管理方針を別紙で定めておりますので、ここの部分が現行では「別紙1-6くろまぐろ(大型魚)」までとなっておりますが、さばの関係を追記しますので、「別紙1-7まさば及びごまさば太平洋系群」に変更させていただきます。次に追記する別紙1-7の内容について2-21ページをご覧ください。三重県ではまさば及びごまさばは、その多くが中型まき網漁業にて漁獲されておりますので、漁業種類ごとの管理の方法として1つは中型まき網漁業、あとはその他漁業という2つに大きく分けて管理させていただきます。これまでの海洋生物資源の保存及び管理に関する計画では主な漁業として中型まき網漁業と定置網漁業でした。

それでは個々の内容について説明させていただきます。第1特定資源は、まさば及びごまさばの太平洋系群で定義しております。第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、中型まき網漁業とその他漁業の2つに大きく分けています。当該知事管理区分を構成する事項は、水域と対象とする漁業、漁獲可能期間をそれぞれに対して定めております。中型まき網漁業の(2)、漁獲量の管理の手法等は漁獲量の総量を管理とし、その他漁業の管理の手法等については現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、数量を設定しない管理としています。第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、基本として直近3か年の実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分することとします。また、国から漁獲が良好であったことから追加配分をいただく場

合があるんですが、国の留保枠の配分等があった場合については、当初の漁獲可能量の管理区分ごとに按分した比率で、追加で配分された数量を按分することにしております。第4漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項は、漁獲可能量で管理しないその他の漁業区分においては法第 60 条第3項に規定する定置網漁業、いわゆる免許定置は免許の件数に上限を設けることを通じて漁獲努力量を制限することで管理したいとしております。

以上がさばの関係で今回追加するものになりますが、少し説明を飛ばしてしまいましたので、その内容についてご説明させていただきます。2-17ページの中段に追加している部分があります。これにつきましては、国から助言があり漁獲報告に関して追加をさせていただきました。漁獲量の管理の手法という項目では水揚げの報告の期日を定めています。①通常の場合の報告基準は、翌月の 10 日までと定めており、②知事が漁業法第 31 条の規定に基づく公表をした日、具体的には漁獲可能量が枠いっぱいにならなくなった時を公表した日からその当該管理年度の末日までは、水揚げした日から3日以内に報告をくださいと定めています。これにつきましては、当然残りが少なくなってきて綿密に管理しますので、3日以内での報告を求めているんですが、今回、漁業法等が変わり国から留保枠等の追加配分をいただく場合、留保枠をいただくことが決まっても、正式に計画が変更されないとずっと3日以内での報告を続けていかなくてはならないので、ただし書で足したらと助言をいただきました。追記したのは、「ただし、漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。」です。配分をいただくことが決まり事務手続きはまだ終わってないですけど、可能量を超えるおそれが無くなりましたという時については、この限りではないということで、この文言を追加すると通常の報告で良くなり、漁業者の事務作業が軽減されることから、今回の方針の変更に合わせて追記したものです。この報告に関する項目については、他の別紙にもあり、同様に追記させていただくこととなります。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○浅井会長

ただいまの説明について何かご意見ありませんか。

○掛橋委員

新しいスタッフになられてから改正点や変更のポイントをひとまとめにして書いてくれるので良くわかります。ありがとう。

改正漁業法第 6 条による水産資源の保存及び管理に対する県の責務と、法第 14 条で資源管理方針の策定が義務付けられたことが、今回の漁業法の大きな改正点やと思うんですけど、それで解釈はよろしいかな。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

そうですね、資源管理で今はT A C魚種が6種ですけど、今後かたくちいわし等も追加され漁獲制限がかかるような管理をしていくこととなります。一方で利用できる最大数量を示す事によって、できるだけその数量の近くについては利用してもらおう。例えば、今までですと枠があつてなかなか追加をもらったりするのがしづらかったのが、その辺を利用しやすくしているのが大きな資源管理の変更点と言うことでいいと思います。

○掛橋委員

漁業法の目的にもあるように、水産資源の保存及び管理に関するところもあると思うが、例えば今回明らかに第6条と第14条によって明記してあるわけですね。これは今回の改正での大きなポイントやと思います。それによって海区委員会に対しての諮問が規定されている。今度は大臣による漁獲可能量等の設定と知事管理漁獲可能量の設定の2つに分かれるんやけど、今後の資源管理という名の元に、例えばまさば及びごまさばの漁獲可能量は42,500トンですか。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

令和2年の管理対象は当初25,000トンだったのが8,000トン追加で33,000トンとなり、後の報告事項で説明しますが、5,000トンいただきましたので38,000トンに枠が変わります。

○掛橋委員

ありがとう。

○浅井会長

他にご意見ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議が無いようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案3「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

3-1ページにありますようにこのことについて、令和3年6月14日付け農林水第24-1021号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は令和3管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量可能量の設定についての諮問です。

内容につきましては、水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

資料3-1をご覧ください。

三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定により、海区漁業調整委員会のご意見を伺うものになります。今回の諮問は、7月から始まる令和3管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群についての漁獲可能量を設定するものです。数量管理につきましては、特定水産資源のうちこれまでにまいわし太平洋系群、くろまぐろの小型魚、大型魚で設定しており、今回のまさば及びごまさばが最後の設定になる予定です。

3-2ページをご覧ください。令和3管理年度として令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間について定めます。国から都道府県の漁獲可能量として44,300トン配分が示されております。知事管理漁獲可能量について3-4ページをご覧ください。平成12年からの県に対する漁獲の配分量が折れ線グラフで、漁獲実績が棒グラフで入っております。平成12年から見てもらいますと、配分は多くても漁獲実績が少なかったり、色々年によってかなりバラつきがあることがご覧いただけると思います。先程の方針の中には直近3か年の数字で大きいほうに漁獲量の設定をさせていただく等あったんですが、実は直近3か年でやりますと、中型まき網と定置漁業の比率がかなり大きくなり過ぎる事がわかりました。実はその前のTAC計画では直近5か年でやっておりましたが、それなら大体漁獲実態等に合うと思われ、今回は、平成27年から令和元年までの直近5か年の平均漁獲量の中型まき網と定置ほかの漁獲量の平均を出しまして、それに占める割合を算出させてもらいました。過去5か年の平均漁獲量は中型まき網27,600トン、定置ほか1,176トン、割合では中型まき網が96%、定置ほか4%になります。具体的な数字の割り当てにつきましては、中型まき網だけになりますので、中型まき網の算出は44,300トンに96%を掛けると42,490トンで、おおよそ42,500トンを中型まき網の数量として設定させていただき、定置ほかにつきましては現行水準で設定をさせていただきました。

3-3ページから3-5ページは国の都道府県に対しての配分の考え方についての資料であり、参考に添付しています。

説明は以上です。

○浅井会長

ただいまの説明について、何かご意見ありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは議案3については、県原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議が無いようですので議案3については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案4「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。

4-1ページにありますように、このことについて令和3年6月14日付け農林水第24-1022号で、三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。今回は令和3管理年度のくろまぐろの漁獲可能量設定についての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田班長）

4－1 ページをご覧ください。

諮問書で管理計画の可能量変更で漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定でご意見を伺うというものになります。4－2 ページが変更後の数量になります。アンダーラインが変更の内容ですが、4－3 ページを見ていただく方がわかりやすいと思います。国から 5 月 14 日付けでくろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知があり、県の漁獲可能量の配分を変更するものになっております。

くろまぐろにつきましては、当初配分として小型魚 27.4 トン、大型魚 26.1 トンの配分があり、漁業種類別には定置漁業、中型まき網漁業、養殖用種苗採捕漁業、その他漁業に配分されておりました。今回、国から追加配分として小型魚 9.9 トン追加され 37.3 トン、大型魚は 11.7 トン追加していただき 37.8 トンになりました。この全部を追加配分ということで各漁業種類に割り振ってもよろしいんですが、漁獲の動向によりその後また減らしたり増やしたりすることも出てきますので、今回は 7 月から始まる養殖用種苗採捕漁業、いわゆるよこわ獲りの部分が現在 2 トンであり、やや少なめでしたので 2.5 トン足しまして 4.5 トンとさせていただきます。それ以外は県留保分として手元に置いておきたいと思っております。他の漁業種類、例えば定置漁業や中型まき網漁業の 4 月、5 月分の漁獲実績は今のところひっ迫する状況にありませんので、よこわの採捕が終わる 8 月、9 月くらいで一旦終漁した後にその残り分も含めて再配分したいと思いますので、今回は養殖用種苗採捕漁業だけにしたいと思っております。参考に去年の養殖用種苗採捕漁業の実績は約 2 トンでした。また、先月よこわの買受け業者の集まりがあり、150 g 平均で 3 トン位を今年度の分として予定しているとの情報がありました。

説明は以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見ありませんか。よろしいでしょうか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案 4 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議が無いようですので、議案 4 については県原案どおりとされたい旨答申するこ

とにします。

続きまして、報告事項1「三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。

まさば及びごまさばの漁獲可能量についての報告です。

内容につきましては水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いいたします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

今回の報告につきましては、本日の議案2で変更しました資源管理方針ではなく、6月いっぱい終わります三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について報告するものです。本計画につきましては、4月に中型まき網でまさばが大量に漁獲された事で、国の留保分から8,000トンの追加配分を受けて計画を変更しました。それに伴う計画変更について4月の委員会にて報告したところです。その後、5月後半から中型まき網漁業で小さばが大量に漁獲されはじめまして、8,000トンいただきました漁獲可能量が圧迫され始めましたので、国と協議し国の留保分ではなくて、大中型まき網漁業から5,000トン融通していただくことができました。5-1ページが新旧対照表です。まさば及びごまさばの33,000トンが5,000トン増え38,000トンになりました。3-2ページにまさば及びごまさばの中型まき網漁業の数量があり31,000トンを35,700トンに変更しています。今回は融通により当初配分、当初比率と同じように配分させていただいてますので、委員会には変更後の報告とさせていただきます。

説明は以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見ございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

続きまして、その他の事項（1）次回の委員会日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

7月27日（火）午前10時から 場所未定

議題（予定）

遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示

漁業の許可又は起業の許可に関する取扱い方針の一部改正

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

皆様のお耳に少し入れておきたいことがあります、会長よろしいでしょうか。

○浅井会長

どうぞ。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

昨日、国からまいわしの漁獲割当てがひっ迫している県があり、融通できないかと相談がありました。三重県は現在国から60,000トンの配分をいただいております、県の留保枠等で6,000トンほど持っております。もしかするとそれを漁業者に負担をかけない部分で融通等の手続きを行う可能性があります。融通分の補填はすぐに国からいただくことになると思うんですが、そのような事がある可能性がありますのでお耳に入れておきたいと思っております。その際にはよろしく願いいたします。

○浅井会長

はい、ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。